

「建築工事における週休 2 日制促進工事」に関する Q & A

(R3. 3. 25 時点)

Q 1 今回の改訂において全ての発注工事を対象とするのか。

A 1 令和 3 年 3 月 30 日以降に公告する建築工事（設備工事を含む）から適用します。ただし、緊急を要するものや施工条件により制約される工事等は対象外とすることができます。

Q 2 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休 2 日制促進工事として認められないことになるのか。

A 2 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「建築工事における週休 2 日制促進工事实施要領」の第 3 条（2）対象期間に含まないこととしています。また、Q 2 でいう休日とは、公共建築工事標準仕様書等で規定する「行政機関の休日」を指します。

Q 3 土木工事では、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について建築工事では、補正を行わないのは何故か。

A 3 建築工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することから、週休 2 日を前提とした工期で設定しているため、補正は必要ありません。また、機械経費（賃料）についても、施工条件に即して、週休 2 日を前提とした存置日数または稼働日数分を積上げ計上しているため、補正は必要ありません。

Q 4 週休 2 日の確保を理由に工期の延長は認められるのか。

A 4 週休 2 日の確保を理由にした工期の延長は認められません。ただし、受注者の責めに帰すことができない事由による場合は、工期の延長が必要と認められる場合があります。工期が延長された場合は、週休 2 日の対象期間も延長されます。

Q 5 受注者希望方式では工事着手前の協議において、4 週 7 休又は 4 週 6 休に取組むとした場合も認めてもらえるのか。

A 5 週休 2 日（4 週 8 休）に取組むことを前提としているため、認められません。ただし、週休 2 日に取組むことに合意したが、結果として達成できなかった場合は、現場閉所の状況に応じて労務費を補正して請負代金額を変更します。

Q 6 午前中は工事を実施し、午後は降雨のため休工とした場合、現場閉所日として扱えるか。

A 6 現場閉所とは、1日を通して現場が閉所された状態と定義していますので、終日閉所とならない場合は、現場閉所日として扱うことはできません。

Q 7 令和2年3月31日までに入札手続きを行った建築工事（令和2年4月より前の設計単価を採用した案件）において、週休2日に取組むことに合意した受注者への対応はどうか。

A 7 労務費補正の対象とすることはできません。
「浜松市週休2日制工事試行要領」に基づき、達成状況に応じて工事成績評価を行ってください。

Q 8 週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する方法は。

A 8 工事看板等へ「この工事は建設業の労働環境改善に向けて 週休2日の確保に取り組みます」と記載してください。

（コスト表示を兼ねた週休2日制工事である旨の工事看板への記載例）

この工事は建設業の労働環境改善に向けて 週休2日の確保に取り組みます	
工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事
工 期	平成〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
工 事 費	〇〇,〇〇〇万円
施 工	〇〇建設株式会社 TEL (〇〇〇) 〇〇〇〇
工事担当課	浜松市〇〇〇〇課 TEL (〇〇〇) 〇〇〇〇

※縦0.6m×横0.9mを標準とする。

Q 9 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事務等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A 9 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、「建築工事における週休 2 日制促進工事实施要領」の第 3 条（2）対象期間から除外する期間を決定します。

Q 10 受注者希望方式にて週休 2 日に取組むことに合意したが、結果として 4 週 6 休にも満たなかった場合、ペナルティーはないか。

A 10 受注者希望方式では、結果として 4 週 6 休未満であっても、現時点で罰則等を設けてはいません。

Q 11 受注者希望方式にて週休 2 日を希望しない場合はどうなるか。

A 11 受注者希望方式では、工事着手前に週休 2 日に取組むことについて協議が整わなかった場合又は希望しない場合は、労務費補正の対象とはなりません。
なお、週休 2 日の取組みへの阻害要因を把握するため、アンケート調査への協力をお願いしています。

Q 12 年末年始 6 日間と夏季休暇の 3 日間を対象外期間とするのは何故か。

A 12 年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間は、建設業では連休とすることが一般的であり、また、受注者に休暇の取得を促すため、「建築工事における週休 2 日制促進工事实施要領」の第 3 条（2）対象期間に含まないこととしています。

Q 13 対象工事を令和 3 年 3 月 30 日以降に公告する建築工事としたのは何故か。

A 13 対象工事を明確化するために期日を指定しました。

Q 14 実施要領に「現場休息」を追加したのは何故か。

A 14 これまでは、関連する全ての工事受注者が現場閉所日を合わせることを条件としていたが、分離発注工事の現場において週休 2 日の実施に向けて導入を促すためです。